

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	無し
------	----

## 評価実施機関名

福岡県久山町長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ・予防接種の実施及び接種履歴の確認 ・予防接種の実費徴収 ・予防接種法による給付の支給(第12条第1項の疾病に係るもの)に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	・e-AFFECT(健康管理システム) ・G-AFFECT(健康管理システム) ・Acrocity(住民情報) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報) ・VRS(ワクチン接種記録システム) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「情報提供主務省令」という) 第2条の表25、26、28、153、154の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく情報提供主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町健康課</li> <li>・住所:〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地1 ヘルスC&amp;Cセンター</li> <li>・電話番号:092-976-3377</li> </ul>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、本人確認及び個人番号の確認、申請書及び本人確認書類等の保存、廃棄等について複数人での確認を行うようにしており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱担当者及び事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲が限定されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月27日	I 関連情報	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19		
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉課	健康課		
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長名	健康課長		
	I 関連情報 6特定個人情報ファイル取り扱いに関する問合せ	ヘルスC&Cセンター(久山町役場 健康福祉課健康係)	ヘルスC&Cセンター(久山町役場 健康課健康係)		
	IV リスク対策	なし	項目の追加		
令和3年2月23日	②事務の概要	<p>予防接種法に関する以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施及び接種履歴の確認</li> <li>・予防接種の実費徴収</li> <li>・予防接種法による給付の支給(第12条第1項の疾病に係るもの)に関する事務</li> </ul>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施及び接種履歴の確認</li> <li>・予防接種の実費徴収</li> <li>・予防接種法による給付の支給(第12条第1項の疾病に係るもの)に関する事務</li> <li>・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li> </ul>	事前	
令和3年2月23日	法令の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項別表第一項番10</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番16-2項、16-3項、115の2項【情報照会】17、18、19項、115の2項</li> <li>平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2、59条の2【情報照会】13条、59条の2</li> </ul>	事前	
令和3年2月24日	II しいき値判断項目 1対象者数いつ時点の計数か	2017/8/1時点	2021/2/24時点	事前	しいき値の確認に伴う修正
令和3年2月25日	II しいき値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	2017/8/1時点	2021/2/24時点	事前	しいき値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施及び接種履歴の確認</li> <li>・予防接種の実費徴収</li> <li>・予防接種法による給付の支給(第12条第1項の疾病に係るもの)に関する事務</li> <li>・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>・予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要の協力</li> <li>・未受診者への勧奨通知</li> <li>・予防接種実費徴収</li> <li>・事故報告と健康以外の救済措置</li> </ul>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・Acrocity健康管理</li> <li>・MICJET 番号連携サーバ</li> <li>・中間サーバ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-AFFECT(健康管理システム)</li> <li>・G-AFFECT(健康管理システム)</li> <li>・Acrocity(住民情報)</li> <li>・Acrocity標準仕様対応版(住民情報)</li> <li>・VRS(ワケゲン)接種記録システム</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバ</li> </ul>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項別表第一項番10、93の2項</li> <li>平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表14、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</li> </ul>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番16-2項、16-3項、115の2項【情報照会】17、18、19項、115の2項</li> <li>平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2、59条の2【情報照会】13条、59条の2</li> </ul>	<p>(情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「情報提供主務省令」という)第2条の表25、26、28、153、154の項(情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく情報提供主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153の項</p>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	久山町役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	ヘルスC&Cセンター(久山町役場健康課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町健康課</li> <li>・住所:〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地1 ヘルスC&amp;Cセンター</li> <li>・電話番号:092-976-3377</li> </ul>	事後	
令和7年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か (判断の根拠も記載)		<p>十分である</p> <p>(判断の根拠)</p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、本人確認および個人番号の確認、申請書及び本人確認書類等の保存、廃棄等について複数人での確認を行うようしており、リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠も記載)		<p>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策十分である</p> <p>(判断の根拠)</p> <p>事務取扱担当者および事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲が限定されている。</p>	事後	